

生態系保全団体支援事業募集要領

令和 7 年 2 月 2 5 日
岐阜県農政部農村振興課

第 1 はじめ

昔から農業の営みを通じて田んぼや水路、ため池、河川などにさまざまな生きものが育まれ、自然豊かな環境が作り上げられてきましたが、農業生産性の追求による整備の進展や外来種の侵入、耕作放棄による農地の荒廃など様々な要因により、里地里川の生態系は近年崩れつつあります。

このため、生態系保全団体支援事業では、里地里川の生態系を復活するモデル的取り組みを実施する団体を下記のとおり募集します。

(留意事項)

令和 7 年第 1 回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、令和 7 年度の事業は行いませんので、あらかじめご了承ください。

なお、上記に伴い、応募者において損害等が生じた場合にあっては、県はその損害等について一切負担しません。

第 2 募集の内容

1 事業の内容

応募対象の事業は、岐阜県生態系保全支援事業実施要領（令和 7 年 2 月 2 5 日付け農村第 9 6 8 号農政部長通知。以下「実施要領」という。）第 3 の 1 に基づく、里地里川の生態系を復活するモデル的取組みで、以下に掲げる活動を対象とします。（複数の組み合わせ可）

- （１）水田魚道の設置や水路におけるワンドなど生態系に配慮した農業用施設の整備
- （２）生態系保全のための河川、水路等の維持管理
- （３）外来種の駆除、放流防止活動
- （４）遊休農地の復旧、活用
- （５）生態系保全のための調査
- （６）別紙 2 の加算活動項目に定める活動
- （７）その他里地里川における生態系保全に資する活動

2 事業の要件

応募対象の事業は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- （１）実施する事業が、他の補助金又は交付金の対象とならないこと。
- （２）岐阜県内の里地、里川を対象とする生態系保全に資する事業であること。
- （３）事業の実施に当たり、土地や施設の所有者及び管理者に関係する団体等の同意が確実に見込まれること。
- （４）事業完了後の施設の維持管理あるいは活動の継続が確実に実施されること。
- （５）同一活動を行う場合の補助は 3 回までとする。なお、同一活動の「活動」とは、本募集要領第 2 の 1 の（１）～（５）、（７）及び同（６）にあっては別紙 2 の 2 の活動項目単位を指し、活動拠点を異にする場合（同一路線上や近隣ほ場といった単純な場所の変更を除く）は同一活動とみなさない。

3 補助対象経費

補助の対象とする経費は、別表 1 のとおりとします。

第 3 補助額

定額とします。ただし、1 団体当たりの補助額は別紙 2 に定める額を上限とします。

第4 採択予定団体数

7 団体程度

ただし、予算の範囲内で、第7の結果により、採択団体数が変動する場合があります。

第5 応募方法

1 応募の対象団体

本事業に応募できる団体は、次の要件を満たすこととします。

(1) 県内に活動拠点を置く以下の団体であること。

ア 特定非営利活動法人

イ ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体等

ウ 地域住民が中心となって保全活動等を行う活動組織

エ 大学、短期大学、専門学校、高等学校に在籍する学生とその学校の教員（常勤）で構成する団体（任意グループでも可）、（学生3名以上かつ教員1名以上で構成されていること）

(2) 特定非営利活動法人にあつては以下のすべての要件に合致すること。団体及び活動組織にあつては以下のイを除くすべての要件に合致すること。学生が組織する団体については、エ、オの要件に合致すること。

ア 主たる事務所が岐阜県内に所在し、かつ、県内を中心に活動を行っていること。

イ 特定非営利活動促進法第29条による事業報告書等の提出がなされていること。

ウ 会則等があり、それに従って組織運営がなされていること。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

カ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する設置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、事業実施提案書提出日から本事業の選定委員会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2 事業実施提案書の作成

応募に必要な以下の書類を作成してください。

提案書の書類は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。

提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) 事業実施提案書（様式1）

(2) 法人又は団体の概要（様式2）

(3) 定款又は規約の写し（法人格を有しない場合は、規約等組織運営について定めたもの）

(4) 収支決算書の写し（直近のもの）

(5) 事業報告書の写し（直近のもの）

(6) 総会資料等組織運営状況が分かる書類の写し（直近のもの）

(7) 実施計画書（様式3）

(8) 収支計画書（様式4）

(9) 実践体制等（様式5）

(10) 加算活動実施計画書（様式6）

(11) 活動実績（様式7）

(12) 同意書（様式8）※活動を実施する市町村長の同意、里川での活動については必要に応じ漁協、河川管理者の同意

(13) 消費税法上の課税対象者でない事業主体においては、そのことが分かる書類の写し

(14) その他参考となる資料

3 提出部数

10部（正本1部、複本9部）

4 応募受付期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月21日（金）17時15分まで

5 提出先

活動を実施する市町村を所管する農林事務所へ持参により提出してください。（詳細は別記参照）

6 内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

令和7年2月25日（火）～令和7年3月14日（金）17時まで

※応募受付期間とは異なりますのでご注意ください。

イ 質問書提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙様式）を岐阜県農政部農村振興課あてにFAX又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。なお、質問書を提出した後、到着確認のため別途電話にて連絡してください。

○問い合わせ先（岐阜県農政部農村振興課）

電話：058-272-8460

FAX：058-278-2698

メール：c11427@pref.gifu.lg.jp

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ上にて公表します。

【ホームページアドレス】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/132577.html>

第6 応募に際しての注意事項

1 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

- （1）受付期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- （2）提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- （3）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （4）本要領に違反すると認められる場合
- （5）その他、応募に関して担当者の指示に従わなかった場合

2 複数応募の禁止

同一団体から複数の事業実施提案の応募はできません。

3 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。

4 書類の返却

提出書類は、原則返却しません。

5 費用負担

提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

6 その他

- （1）提案書の提出をもって、応募者が募集要領の記載内容に同意したものとみなします。
- （2）提出された提案書は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

- (3) 提案書の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を岐阜県農政部農村振興課に提出してください。

○提出先(岐阜県農政部農村振興課)

FAX : 058-278-2698

メール: c11427@pref.gifu.lg.jp

第7 事業提案の選定

1 選定方法

提出された事業提案について、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、以下により事業提案の内容、事業の実施能力等を評価会議において評価し、その結果を踏まえ選定します。

ア 評価会議の各構成員は、「2 評価項目及び評価内容」に基づき、提案ごとに採点を行う。

イ 構成員毎に採点の高い提案から順に下記のとおり順位点を付ける。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	...
順位点	1	2	3	4	5	...

ウ 県は各構成員の順位点を合計し、順位点の合計が最も低い提案者より順位を付す。

ただし、同順位の場合においては、採点の高い提案を高順位とする。

エ ウに関わらず、満点の6割に満たない又は構成員の過半数が同一評価項目について配点基準の最低点を付した提案者は、選定から除外する。

オ 県はウの順位の高い方から予算の範囲内で優秀提案者を選定する。

2 評価項目及び評価内容

評価項目	評価内容	配点
妥当性	事業目的に合致しているか。	20点
発展性	他の地域へのモデル的な活動であるか	20点
協働性	地域住民との協働活動、環境教育の実施など	15点
実現性	企画内容の実現可能性、執行体制の堅実性など	15点
経済性	事業費と事業内容のバランスなど費用の妥当性	15点
継続性	今後の継続性など	15点

3 選定結果

選定結果は、速やかに応募者に通知します。

なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

4 評価会議

(1) 開催日時

令和7年4月中旬～5月上旬（予定）

後日、応募者に通知します。

(2) 開催場所

岐阜市内（後日、応募者に通知します）

(3) 評価時間（1件当たり）

応募者によるプレゼンテーション 10分

評価会議構成員との質疑応答 5分程度

(4) 注意事項

ア プレゼンテーションは事業実施提案書を使用して行うものとし、当日の資料配布は認めません。

- イ 応募者は他の応募者の審査を傍聴することはできません。
- ウ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象とはしません。

第8 事業費の精査

評価会議の評価を踏まえ選定された企画について、応募者と事業費の精査を行います。なお、評価会議での意見等を踏まえ、応募時の事業費から減額される場合があります。

第9 補助金の支払い手続

1 事業の着手

事業の実施については、実施要領に基づく事業計画の承認後、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「交付規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「交付要綱」という。）に基づく補助金交付申請書が提出され、補助金の交付決定が行われた後から、補助対象となる活動として実施することができるものとします。（交付決定以前に活動したものの経費の支出や事業実施期間後に支出した経費は、原則、補助金の対象とはなりません。）

2 補助金の支払い

補助金の支払は、事業完了後の精算払を原則としますが、事業遂行上必要な場合は、四半期ごとに概算払により請求することができるものとします。

事業実施主体は、事業完了後、実績報告書を作成し、交付要綱に規定された期限内に提出してください。提出された実績報告書（又は事業完了届）と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知を送付するとともに補助金をお支払いします。この際、確定した補助金額を上回る額が既に概算払されている場合は、超過分を県に返還していただく必要があります。

第10 留意事項

1 補助金の経理

事業実施主体は、本事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分し、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

なお、帳簿の整理に当たっては、前記「第2の3 補助対象経費」の科目ごとに整理してください。

2 消費税の取扱

消費税については、事業に要する経費であり、補助対象経費に含まれるものですが、補助金の交付申請に当たって、以下のとおり取り扱うものとします。

（1）課税事業者の場合

企業等の消費税法上の課税事業者である事業主体で、確定申告の際に消費税等の仕入控除を行う事業者にあつては、原則として、消費税を減額とした額を補助対象とします。

（2）非課税事業者の場合

消費税法上の課税対象者でない事業主体にあつては、原則として、消費税を含んだ額を補助対象とします。

3 その他

（1）事業実施期間

本事業は、補助金交付決定の日から令和8年3月19日（木）までに完了するものとします。

（2）業務の一括委託の禁止

事業実施主体は、事業の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

（3）個人情報の保護

事業実施主体は本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第

507号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければなりません。

(4) 守秘義務

事業実施主体が本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

(5) 事業完了後の活動報告

補助金の交付を受けた翌年度から3年間は、当該年の活動実績、成果等を県へ報告しなければなりません。

第11 問い合わせ先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁13階）
岐阜県農政部農村振興課農村支援係

TEL：058-272-8460

FAX：058-278-2698

e-mail：c11427@pref.gifu.lg.jp

別記

事業実施提案書提出先一覧

事務所名	住所・電話番号	所管市町村
岐阜農林事務所 農地整備課 計画調整係	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 ふれあい福寿会館 058-214-6973	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市 瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町 北方町
西濃農林事務所 農地整備課 計画調整係	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎 0584-73-1111（代）	大垣市、海津市、養老町、垂井町 関ヶ原町、神戸町、輪之内町 安八町
揖斐農林事務所 農地整備課 計画調整係	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎 0585-23-1111（代）	揖斐川町、大野町、池田町
中濃農林事務所 農業振興課 農地整備係	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 0575-33-4011（代）	関市、美濃市
郡上農林事務所 農地整備課 計画調整係	〒501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎 0575-67-1111（代）	郡上市
可茂農林事務所 農地整備課 計画調整係	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎 0574-25-3111（代）	美濃加茂市、可児市、坂祝町、 富加町、川辺町、八百津町、七宗町 白川町、東白川村、御嵩町
東濃農林事務所 農業振興課 農地整備係	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 0572-23-1111（代）	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那農林事務所 農地整備課 計画調整係	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎 0573-26-1111（代）	中津川市、恵那市
下呂農林事務所 農地整備課 計画調整係	〒509-2592 下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎 0576-52-3111（代）	下呂市
飛騨農林事務所 農地整備課 計画調整係	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 0577-33-1111（代）	高山市、飛騨市、白川村

別表 1（補助の対象となる経費）

1 補助対象経費

事業名	対象経費	補助率
生態系保全団体支援事業 生態系保全市町村支援事業	・賃金（臨時に雇用される補助員等の賃金） ・報償費（講師等の謝金等） ・旅費（講師等の旅費） ・需用費（紙、フィルム等の消耗品費、資料の印刷代等） ・役務費（郵便料、電話代、保険料等） ・委託料（試験研究、調査、設計費等） ・使用料及び賃借料（会場借り上げ代 機材借り上げ代等） ・報酬（技術員手当：給料、職員手当（退職手当を除く）） ・原材料費（種苗代、コンクリート材料費等） ・工事請負費（工作物造成工事費等） （但し、土地購入や補償に係る経費は対象としない）	対象経費の100/100 （但し、別紙2に定める額を上限とする）

但し、第5の1（1）エの団体においては、賃金及び報酬は補助対象外

2 補助対象外経費

いかなる理由にもかかわらず以下に掲げる経費は補助の対象としない

- （1） 団体等の運営に関する費用
 - ① 団体等の運営に必要な恒常的経費（家賃、電気料金、電話・FAX使用料等）
 - ② 団体等の会報の作成費及び送料などに関する費用
- （2） 他団体への補助（助成）等を目的とした費用
- （3） 販売を目的にしたものに係る経費
- （4） 個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費（服、靴等）
- （5） その他本事業として相応しくない費用

別紙 2

1 補助上限額

加算活動項目に 取り組む個数	補助上限額（千円）
0	500
1	800
2	1,100
3	1,400
4	1,700
5	2,000

2 加算活動項目

加算活動項目	加算活動内容 ※注 1
① 地域住民連携加算	活動拠点となる市町村の地域住民（団体の構成員以外の者）が参加する活動を実施
② 環境教育連携加算	拠点となる市町村において、学校教育との連携、子供たちへの環境学習体験・出前授業等の実施
③ 成果報告加算	団体自らが県内の発表会、研修会等で取組みの成果を発表、活動拠点となる市町村の地域住民を対象とした活動報告会等の開催
④ 保全団体連携加算	同様の取組みを行う県内の団体（本事業実施団体以外）と連携し、情報共有、取組み指導・支援、共同活動等を実施
⑤ 情報発信加算	HP及び広報チラシの作成、広報誌への掲載、FB、YouTubeの活用等により、本事業で実施した活動状況等を幅広く発信

※注 1：複数の加算活動項目に取り組む場合、各加算活動内容の重複は認めない。

- 3 加算活動を行う場合は、加算活動項目ごとに、加算活動実施計画書（様式 6）を提出すること。
- 4 上記補助上限額以内で、募集要領第 2 の 1 に掲げる活動の実施に必要な費用を補助する。ただし、対象経費は別紙 1 のとおりとする。
- 5 加算活動実施計画書に記載した活動を中止する場合は、補助上限額は中止する加算活動項目ごとに 300 千円減額する。